

第24回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年6月24日(金) 午前9時～午前10時31分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (14名)
 - 会長 15番
 - 会長代理 1番
 - 委員 2番 3番 5番 6番 7番 8番
9番 10番 11番 12番 13番 14番
4. 欠席委員 (1名) 4番
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (7件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (7件)
 - ③ 農地法第3条許可指令書の取り消し願いについて (1件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農用地利用集積計画の一部修正について (議案 1件)
 - 日程第2 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第3 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 4件)
 - 日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 1件)
 - 日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について (議案 3件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
- ※ 総会後の日程
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 局長補佐 管理調整係長 事務補助員

- 議 長 それでは只今から、第 24 回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、〇〇委員から所用のため、出席できない旨の申出がありました。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第 23 条第 2 項の規定により、本日の議事録署名委員は、2 番〇〇委員と 3 番〇〇委員を指名します。
- 議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日 1 日限りといたします。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が 7 件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 ページです。①合意解約申出書 7 件です。番号 1。貸人、湧水町木場 〇〇。借人、鹿児島市 〇〇。土地の所在、木場城ケ尾〇〇 畑 〇〇㎡外 2 筆 計 3 筆 5,215 ㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和 2 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日。解約の理由、利用権設定変更のため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和 4 年 4 月 20 日。番号 2。貸人、湧水町木場 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地の所在、木場川影〇〇 田 〇〇㎡ 外 2 筆 計 3 筆 3,029 ㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和 3 年 4 月 26 日から令和 8 年 4 月 30 日。解約の理由、湿田等で耕作条件が悪いため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和 4 年 5 月 16 日。番号 3。貸人、湧水町鶴丸 〇〇。借人、湧水町川西 〇〇。土地の所在、鶴丸上新田〇〇、田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和 2 年 2 月 26 日から令和 12 年 2 月 28 日。解約の理由、耕作者に売却するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和 4 年 5 月 16 日。番号 4。貸人、湧水町北方 〇〇。借人、湧水町北方 〇〇。土地の所在、北方寺山〇〇、田〇〇㎡外 1 筆 計 2 筆 1,633 ㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和 3 年 4 月 26 日から令和 13 年 4 月 30 日。解約の理由、耕作者の規模縮小。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和 4 年 5 月 19 日。番号 5。貸人、湧水町幸田 〇〇。借人、湧水町幸田 〇〇。土地の所在、幸田宮田〇〇、田 〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 1,447 ㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和 4 年 4 月 25 日から令和 14 年 4 月 30 日。解約の理由、利用権設定変更。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和 4 年 5 月 13 日。番号 6。貸人、湧水町米永 〇〇。借人、湧水町米永 〇〇。土地の所在、米永芋洗〇〇、田〇〇㎡ 外 2 筆 計 3 筆 4,863 ㎡。あっせん等

の希望は無です。契約の期間,平成30年7月26日から令和5年3月31日。解約の理由,他の貸借農地の終期と合わせるために合意解約して、再契約するため。利用権の種類,使用貸借。土地の引渡しの時期,令和4年6月8日。番号7。貸人,霧島市〇〇。借人,湧水町米永〇〇。土地の所在,米永十文字〇〇,畑〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間,令和4年4月1日から令和4年6月30日。解約の理由,5条申請を行うため。利用権の種類,賃貸借。土地の引渡しの時期,令和4年6月1日。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し,ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 無ければ,以上で合意解約申出書を終わります。次に,農地法第3条の3第1項の規定による届出書が7件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が7件です。番号1。権利取得者,湧水町木場〇〇。権利取得日,令和4年4月6日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,北方中三鳥〇〇,田〇〇㎡外3筆計4筆田3筆畑1筆の5,334㎡。あっせん等の希望は無です。番号2。権利取得者,宮崎県高鍋町〇〇。権利取得日,令和4年4月6日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,北方新中馬場〇〇田644㎡外5筆計6筆田5筆畑1筆の3,392㎡。あっせん等の希望は無です。番号3。権利取得者,湧水町北方〇〇。権利取得日,令和4年4月6日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,北方隈田〇〇,畑〇〇㎡外5筆計6筆田4筆畑2筆の4,874㎡。あっせん等の希望は無です。番号4。権利取得者,湧水町木場〇〇。権利取得日,令和4年4月25日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,米永永田〇〇,田〇〇㎡外1筆計2筆田1筆畑1筆の1,753㎡。あっせん等の希望は無です。番号5。権利取得者,鹿児島市〇〇。権利取得日,令和4年5月10日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,北方京田〇〇,田〇〇㎡外1筆計2筆1,396㎡。あっせん等の希望は無です。番号6。権利取得者,湧水町北方〇〇。権利取得日,令和4年4月22日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,北方池川〇〇,畑〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。番号7。権利取得者,宮崎市〇〇。権利取得日,令和4年5月20日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,中津川平田〇〇,田〇〇㎡外1筆計2筆1,271㎡。あっせん等の希望は無です。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し,ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議長 次に、農地法第3条許可指令書の取り消し願いが提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 4ページです。農地法第3条 許可指令書の取り消し願いについてです。今回の取り消し願いにつきましては 受人 湧水町北方 ○○ 渡人 湧水町田尾原 ○○ 許可年月日 令和4年4月25日 土地の所在 湧水町田尾原字川井田○○，田 ○○㎡の農地です。取り消し理由としましては取得当初 計画では農地として使用することで、農地法第3条の許可申請を行い、許可となりましたが、受人が町内外で経営する5ヶ所の牧場が手狭で施設整備及び維持管理資材の置き場所に苦心していることから、各牧場への道路アクセスの良い同地を、牧場の○○の資材置場として貸し出すこととして土地使用計画を変更したことから農地法第3条の許可の取り消しを願い出るものです。今回議案第270号で改めて5条申請がなされており、以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 無ければ、以上で農地法第3条許可指令書の取り消し願いについて を終わります。

議長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第263号農用地利用集積計画の一部修正について を議題とします。議案第263号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、5ページをご覧いただきたいと思います。日程第1 議案第263号 農用地利用集積計画の一部修正について、令和4年5月25日開催の第23回農業委員会定例総会において議決した「議案第247号農業経営基盤強化促進法の資格審査において」の(2)所有権移転について修正する必要が生じたため下記のとおり一部修正を求めるものでございます。一部修正する内容(2)所有権移転の整理番号3を削り、整理番号4を整理番号3に繰り上げるものであります。削除する内容としましては、所在地番が、川西字一本松○○，地目，畑，面積，○○㎡です。譲受人が○○、譲渡人が○○となっております。一部修正が必要な理由としましては、上記農地について、令和4年5月25日開催の第23回定例総会で承認されたが、譲渡人である○○の認定農業者としての期限が令和4年5月22日までであり、審査当日の5月25日時点では、認定農業者としての資格を有していないため、整理番号3号を取り消す必要が生じたというものであ

ります。8ページをご覧いただきたいと思います。ここにつきましては、先月の23回の定例総会で、提出した議案でございまして、その下の整理番号3をこの部分を全部消すというものでございます。この時点で、備考欄の方に受人が、認定農業者となって記載しておりますけれども実際この審議をした5月25日時点では、〇〇の期限が切れておりまして、これを削除しなければならぬことになった訳でございまして、それによりまして、9ページの方の整理番号4号を3号に繰り上げるというものでございます。その結果、その下の総合計でございまして、畑が1筆となっておりますが、畑を0、面積も〇〇㎡を削りますので、0㎡になります。併せまして、この結果6ページの方をご覧いただきたいと思います。これも先月提案しました集積計画書地区別集計表でございまして、まず、(2)所有権移転でございまして、整理番号1から4号となっているのを1から3号に修正をお願いしたいと思います。併せまして下の地区別集計表でございまして、そこが、真ん中の所有権移転の欄ですね、そこの川西の畑のところ〇〇㎡がなくなりまして、小計が2,172㎡で、その結果、計で、田は3,190㎡で変わりませんが、畑が、〇〇㎡が消えて0、小計で、3,190㎡、結果、集積の方もですね、それに伴いまして、それぞれ修正が出てきておりますので記載のとおり修正をする必要があるということで、審議方をお願いしたいと思います。なお、これにつきましては、県の方に相談しまして、このような修正をなさいと指導があった関係で、今回のような議案となった訳でございまして。なおですね、今回このような原因になったのは、本人もですね、そういうのもなかったわけですが、事務局の方もですね、そこらへんですね、認定農業者の期限といいますか、確認が十分でなかったと思われましたので、今回からですね、この所有権移転をつくる場合ですね認定農業者の期限を見ていくと改正、修正をしまして、19ページ、20ページをご覧いただきたいと思いますが、今回ですね、また、改めて経営基盤の所有権移転で上程している議案なんですけれども、その備考欄の方にですね、それぞれ認定農業者の有効期限を書いて確認しているの、そこを改めてよろしくお願ひしたいと思います。あとですね、議題の方にですね、農用地利用集積計画の一部修正と掲げておりますけれども、この農用地利用集積計画はですね、議案でですね、農業経営基盤強化促進法の資格審査ということで、毎回、議案で審議しておりますが、そこで、承認されればですね、その時点で、農用地利用集積計画となるということでございまして。ですので、先月1回ですね、承認されておりますので、今回の議案の表題としましては、農用地利用集積計画の一部修正ということで、議案を出さしていただいた訳でございまして。以上です。

- 議 長 只今の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第263号農用地利用集積計画の一部修正については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第263号 農用地利用集積計画の一部修正については、承認することに決定しました。
- 議 長 次に、日程第2 議案第264号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず、利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号23号まで、事務局の説明を求めます。
- 事務局 10ページです。日程第2 議案第264号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から23号です。下の地区別集計表をご覧いただきたいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田48,998㎡、畑10,089㎡、小計59,087㎡。11ページです。総括表です。これも合計だけ説明いたします。賃貸借分の田38,750㎡、畑10,089㎡。使用貸借分の田10,248㎡。合計で田が48,998㎡、畑が10,089㎡、合計59,087㎡です。12ページ以降それぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。
- 議 長 それでは、まず整理番号1号から整理番号2号について審査します。
- 議 長 整理番号1号から整理番号2号については農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、12番、〇〇委員が抵触しますので、退席を求めするため暫時休憩します。
(〇〇委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号1号から整理番号2号の事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号2号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号2号の利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。
- 議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(〇〇委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。
- 議 長 次に、整理番号3号から整理番号8号までを審議します。整理番号3号から整理番号8号については農業委員会等に関する法律第31条議事参与の

制限に、13番、〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号3号及び整理番号8号の事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号及び整理番号8号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号3号及び整理番号8号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議長 休憩を閉じ、会議を開きます。次に、整理番号9号及び整理番号23号の事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号9号及び整理番号23号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号9号及び整理番号23号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議長 次に、所有権移転の審査を行います。整理番号1号から整理番号5号について、事務局の説明を求めます。

事務局 10ページです。今度は、所有権移転の分です。地区別集計表の真ん中です。今回は鶴丸の田3,958㎡、川西の田386㎡、般若寺の田1,759㎡ 計6,103㎡、川西の畑3,049㎡、般若寺の畑1,082㎡ 計4,131㎡ 合計10,234㎡です。19ページです。議案第264号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。所有権移転の部です。整理番号1号。所在、鶴丸上新田〇〇、田 農振内〇〇㎡外1筆 計2筆 田3,958㎡。譲渡人、湧水町鶴丸。〇〇、譲受人、湧水町川西 〇〇。利用目的、水稻。売買価格、80万円。移転時期・引渡時期、公告日・許可日。受人は認定農業者です。次に、整理番号2号。所在、般若寺論水流〇〇、田 農振内〇〇㎡外2筆 計3筆 田2筆、畑1筆 計2,841㎡。譲渡人、湧水町鶴丸。〇〇、譲受人、湧水町川西 〇〇。利用目的、水稻、飼料。売買価格、無償。移転時期・引渡時期、公告日・許可日。受人は認定農業者です。次に、整理番号3号。所在、川西一本松〇〇、畑 農振内〇〇㎡。譲渡人、湧水町川西、〇〇、

譲受人，湧水町川西 ○○。利用目的，飼料。売買価格，10万円。移転時期・引渡時期，公告日・許可日。受人は認定農業者です。次に，整理番号4号。所在，川西一本松○○，畑 農振内○○㎡。譲渡人，始良市 ○○，譲受人，湧水町川西 ○○。利用目的，飼料。売買価格，5万円。移転時期・引渡時期，公告日・許可日。受人は認定農業者です。次に，整理番号5号。所在，川西越水○○，田 農振内○○㎡。譲渡人，湧水町川西，○○，譲受人，湧水町川西 ○○。利用目的，水稻。売買価格，2万円。移転時期・引渡時期，公告日・許可日。受人は認定農業者です。以上です。

議 長

それでは，整理番号1号について審査します。整理番号1号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

1 3 番

13番○○です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第264号整理番号1号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから4ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることを協議し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長

只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ご質問ご意見等がなければ，整理番号1号は調査委員の報告は承認相当と
いうことです。承認相当と認め，承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。整理番号1号の資格審査については，承認することに決定しました。

議 長

次に，整理番号2号を審査します。整理番号2号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

1 3 番

13番○○です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第264号整理番号2号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ，5ページ，6ページをご参照ください。申請内容は、贈与による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることを協議し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長

只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号は調査委員の報告は承認相当と
いうことです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号2号の資格審査については、承認すること
に決定しました。

議 長 次に、整理番号3号を審査します。整理番号3号についても、現地調査が
行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

1 2 番 12番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第264号整理番号
3号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等について
は、議案書と議案参考資料の1ページ、7ページ、8ページをご参照くだ
さい。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。
耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、
受人の経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要
件を満たしていることを協議し、適格者であると判断しました。以上報告
いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号は調査委員の報告は承認相当と
いうことです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号3号の資格審査については、承認すること
に決定しました。

議 長 次に、整理番号4号を審査します。整理番号4号についても、現地調査が
行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

1 2 番 12番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第264号整理番号
4号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等について
は、議案書と議案参考資料の1ページ、7ページ、8ページをご参照くだ
さい。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。
耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、
受人の経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要
件を満たしていることを協議し、適格者であると判断しました。以上報告
いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号4号は調査委員の報告は承認相当と

ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号4号の資格審査については、承認することに決定しました。

議長 次に、整理番号5号を審査します。整理番号5号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

13番 13番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第264号整理番号5号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、9ページ、10ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることを協議し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号5号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号5号の資格審査については、承認することに決定しました。

議長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議長 次に日程第3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてに移ります。議案第265号から議案第268号までの4議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 21ページです。日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第265号。権利，所有権移転。所在，木場鎮守原〇〇，畑 農振内〇〇㎡。渡人，東京都葛飾区 〇〇。受人，湧水町木場 〇〇。経営面積，1,066 ㎡。外はお目通しください。労力総数2。申請事由，親族への贈与。次に議案第266号。権利，所有権移転。所在，北方京田〇〇，田 農振内〇〇㎡。渡人，鹿児島市紫原 〇〇。受人，湧水町北方〇〇。経営面積 10,100 ㎡ 外はお目通しください。労力総数2。申請事由，規模拡大。売買価格，全部で23万円です。次に，議案第267号。権利，所有権移転。所在，鶴丸松ノ下〇〇，畑 農振外〇〇㎡，外1筆。計2筆630 ㎡。渡人，湧水町鶴丸 〇〇。受人，えびの市 〇〇。経営面積，41,448 ㎡。外はお目通しください。労力総数2。申請事由，規模拡大。

売買価格，山林(1,349 m²)を含めて全部で100万円です。次に，議案第268号。権利，所有権移転。所在，鶴丸松ノ下〇〇，畑 農振外〇〇m²。渡人，湧水町鶴丸 〇〇。受人，湧水町鶴丸 〇〇。経営面積，4,769 m²。外はお目通しください。労力総数2。申請事由，自家菜園として利用。売買価格，全部で30万円です。以上です。

議長 農地法第3条の許可区分は湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず，議案第265号について審議します。議案第265号は，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

7番 7番〇〇です。農地法第3条に係る議案第265号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の11ページから13ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は畑です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ，議案第265号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第265号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。次に，議案第266号について審議します。議案第266号についても現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

5番 5番〇〇です。農地法第3条に係る議案第266号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の11ページ，14ページ，15ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は，田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ，議案第266号は調査委員の報告は許可相当と

ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第266号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第267号について審議します。議案第267号も、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

13番 13番〇〇です。農地法第3条に係る議案第267号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の16ページから18ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は、畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第267号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第267号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第268号について審議します。議案第268号も、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

13番 13番〇〇です。農地法第3条に係る議案第268号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の16ページから18ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は、畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第268号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案第268号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。ここで、10：10分まで休憩します。
(9：55～10：10 休憩)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。
- 議 長 次に、日程第4 議案第269号農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。議案第269号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 23ページです。日程第4 議案第269号 農地法第4条の規定による許可申請について。議案番号269号。所在、田尾原城ヶ鼻〇〇，田。農振内〇〇㎡。二種農地。申請人 湧水町田尾原 〇〇。形態，転用。用途，山林。申請事由，高齢のため農作業が困難であり，後継者もいない。また，申請地は山林に接しており，日当たりが悪い。親族等に耕作を相談したが承諾を得られなかったため山林に転用したい。土地利用図が添付されています。
- 議 長 議案第269号について審議します。議案第269号について，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。
- 5 番 5番〇〇です。農地法第4条に係る議案第269号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書，議案参考資料の19ページから22ページを参照してください。周囲の状況は，北は排水路，東は山，南は山，西は道路です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，被害防除計画書及び誓約書，土地利用図がありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただいまの説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第269号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め 県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第269号につきましては，許可相当と認め，県知事に進達することに決定しました。以上で農地法第4条に規定による許

可申請について を終わります。

議長 次に、日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第270号から議案第272号までの3議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 24ページです。日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第270号。権利，所有権移転 有償。所在，田尾原川井田〇〇，田。農振内〇〇㎡。二種農地。渡人，湧水町田尾原 〇〇。受人，湧水町北方 〇〇。用途，貸資材置場。申請事由，町内及び隣接市に経営する(有)ホクシンの牧場の何れも手狭で，日常施設維持管理用資材の置場がないため(有)ホクシンへの貸資材置場として購入する。土地利用図が添付されています。議案第271号。権利，所有権移転 有償。所在，米永十文字〇〇，畑。農振内〇〇㎡。外1筆。計2筆4,515㎡。二種農地。渡人，霧島市国分 〇〇。受人，湧水町木場 〇〇。用途，プレハブ・資材置場・駐車場。申請事由，現在，主に建設足場設備及び土木工事をおこなっているが，既存の資材置場が複数あり効率が悪い為資材置場の集約移転を行い，事業の効率化を図り事業拡大をするもの。土地利用図が添付されています。議案第272号。権利，所有権移転 有償。所在，幸田葉山本〇〇，田，農振内〇〇㎡。一種農地。渡人，湧水町幸田 〇〇。受人，湧水町幸田 〇〇。用途，育苗場，資材置場。申請事由，現在，隣の敷地で，苗木生産を行っているが苗木（ポット苗）生産の敷地が不足してきたため。以上です。

議長 それでは、順を追って審議します。まず議案第270号を審議します。議案第270号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5番 5番〇〇です。農地法第5条に係る議案第270号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の23ページから26ページをご参照ください。周囲の状況は，北は川，東は川，南は道路，西は道路です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，被害防除計画書及び誓約書，土地利用図がありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」 また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第270号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第270号については、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。

議長 次に、議案第271号を審議します。議案第271号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5番 5番〇〇です。農地法第5条に係る議案第271号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の23ページ、27ページから29ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は道路、南は畑、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書、土地利用図がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

8番 8番〇〇です。この所有権移転の畑の面積とこちらの申請書の面積がちょっと違うような気がするのですが。4,410と4,568?

事務局 申し訳ございません。一応、面積につきましては、謄本でですね確認している訳ですが、ここの土地がですね、東側、2360-1のですね東側が道路に隣接している訳でございますけれども、そこがですね、その間に側溝がございます。その側溝の方にですね、分筆をされておりまして、その分がですね、たぶん、地図情報システムの方に反映されないがために分筆前の面積で表示されたものでございます。申し訳ございません。一応、面積はですね、謄本で確認してございましたので4,410㎡で間違いございません。以上です。

議長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第271号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め、3,000㎡を超えることから県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第271号につきましては、許可相当と認め、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。

議 長 次に、議案第272号を審議します。議案第272号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5番〇〇です。農地法第5条に係る議案第272号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の23ページ、30ページから32ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東はハウス、南は田、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書、土地利用図がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第272号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、第1種農地であることから県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第272号につきましては、許可相当と認め、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。以上で、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第24回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時31分

2 番

3 番

議 長
